

全国産業保健総合支援センターにおける歯科口腔保健の関連業務と実施体制

福田英輝 国立保健医療科学院 統括研究官

研究要旨

【研究目的】働く世代に対する歯科口腔保健の推進、とくに職域における歯科口腔保健の推進には、個人に対するアプローチに加え、個人の行動変容を支える社会環境の整備が重要となる。本研究の目的は、産業保健分野を支える社会環境の一つである産業保健総合支援センターを対象に、当該センターが実施する歯科口腔保健関連の業務内容、および実施体制に関する実態を把握することである。

【研究方法】全国の産業保健総合支援センターを対象に、郵送法によるアンケート調査を実施した。調査票は、歯科口腔保健に関連した業務内容、および実施体制に関する9つの質問項目から構成されており、42の産業保健総合支援センターから回答を得た（回答率：89.4%）。

【結果と考察】歯科口腔保健に関する研修、および相談を実施しているセンターの割合は、それぞれ88.1%、および54.8%であった。労働安全衛生法に基づかない歯科健診に関する相談「あり」としたセンターの割合は、わずかに9.5%であり、事業場における歯科健診の提供機会の小ささ、あるいはセンターを利用する事業主における歯科健診への関心の小ささが影響していると考えられた。センターにおける歯科口腔保健関連業務に関する実施体制については、「産業保健相談員」としての配置は一定程度みられたものの、歯科口腔保健事業の企画、および議論・協議する場の設定が小さいことが示された。当該センターにおける歯科口腔保健に関する実施体制のさらなる強化が望まれる。

A. 研究目的

経済財政運営と改革の基本方針2024では、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な推進を図ることが明記された¹⁾。国民皆歯科健診の達成に向けては、日本人人口の約6割を占める働く世代に対する歯科口腔保健の推進が必要不可欠である。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）においては、「すべての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現」のため、「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」を含む5指標を内容とする「社会環境の整備」が基本方針の一つとして掲げられた²⁾。

働く世代に対する歯科口腔保健の推進、とくに職域における歯科口腔保健の推進には、個人へのアプローチに加え、個人の行動変容を支援する社会環境の整備が重要である。近年、健康経営に向けた意識の高まりから、安全衛生労働法に基づく歯科健診の実施にとどまらず、各種の歯科口腔保健事業を展開している事業所の事例が報告されている³⁾。

事業所における歯科口腔保健の推進を支援する社会環境の一つの組織として、全国47都道府県に

設置されている産業保健総合支援センターが考えられる。しかしながら、当該センターが実施している歯科口腔保健事業に関する調査研究や事例報告は、極めて少ない⁴⁾。本研究では、全国の産業保健総合支援センターを対象として、当該センターが実施する歯科口腔保健に関する業務内容、および実施体制の実態把握を目的として、郵送法によるアンケート調査を実施した。

B. 研究方法

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターを対象として、郵送調査を実施した。アンケート調査票は、歯科口腔保健に関連した業務内容、および実施体制に関する9つの質問項目から構成された（添付資料1）。

アンケート調査票は、令和7年1月7日に全国47都道府県の産業保健総合支援センターに発送し、調査回答を依頼した。調査票の回答は、郵送にて返送することとし、令和7年1月31日を締め切りとした。その結果、42の産業保健総合支援センターから回答を得た（回答率：89.4%）。

なお、本調査は、国立保健医療科学院・研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（NIPH-IBRA # 24023）。

C. 研究結果

1. 歯科口腔保健の関連業務

1) 歯科口腔保健に関する研修

事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象とした歯科口腔保健に関する研修を実施している産業保健総合支援センター（以下、センターとする）は、37 センター（88.1%）であった（表1）。研修を実施しているとしたセンターにおける研修頻度については、「年1回」が最も多く15 センター（42.9%）、ついで「年2回」が13 センター（37.1%）であった（表2）。

2) 歯科口腔保健に関する相談

事業場の産業保健スタッフを対象とした歯科口腔保健に関する相談を行っているとしたセンターは、23 センター（54.8%）であった（表3）。相談を行っているセンターにおける相談日の開催頻度は、随時等の回答を含む「その他」が最も多く13 センター（59.1%）、ついで「予約制」が8 センター（36.4%）であった（表4）。

3) 労働安全衛生法に基づく歯科健診に関する相談

2023 年度において、労働安全衛生法に基づく歯科健診に関する相談があったとしたセンターは、15 センター（36.6%）であった（表5）。相談があったとしたセンターにおける相談内容については、「歯科健診の実施義務がある業務に関すること」が最も多く9 センター（60.0%）、ついで「歯科健診の依頼に関すること」と「歯科健診の結果に基づく対応に関すること」がそれぞれ3 センター（20.0%）であった（表6）。

4) 労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の歯科健診に関する相談

労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の歯科健診に関する相談があったとしたセンターは、わずかに4 センター（9.5%）であった（表7）。相談があったとしたセンターにおける相談内容は、「歯科保健事業に関すること」が最も多く2 センター（50.0%）であった（表8）。

5) 歯科保健に関する業務

センターで実施する歯科保健に関する業務については、「情報提供・広報・啓発」が最も多く、10 センター（23.8%）であった（表9）。

2. 実施体制

1) 歯科専門職の雇用

歯科専門職を雇用（勤務形態は不問）しているとしたセンターは、26 センター（61.9%）であった（表10）。雇用しているとしたセンターにおける歯科専門職の職名については、「産業保健相談員」が最も多く、22 センター（84.6%）、ついで「運営協議会委員」12 センター（46.2%）であった（表11）。

2) 歯科保健業務の企画者

歯科保健に関する業務（実施相談、研修、情報提供、広報・啓発、調査研修、地域窓口の運営等）を中心的に企画している職種については、「事務職」が最も多く、18 センター（42.9%）、ついで「保健師」と「歯科医師」がそれぞれ5 センター（11.9%）であった（表12）。

3) 歯科保健業務を議論・検討する機会

歯科保健に関する業務を議論・検討することが「ある」と回答したセンターは、6 センター（14.3%）であった。「ある」と回答したセンターにおける会議体の構成委員は、すべてのセンターにおいて「歯科医師会関係者」と回答していた。ついで、「医師会関係者」4 センター（66.7%）であった（表14）。

D. 考察

全国47都道府県の産業保健総合支援センターを対象に、歯科口腔保健関連の業務内容、および実施体制に関するアンケート調査を実施し、42 センターから回答を得た。

歯科口腔保健の関連した業務内容については、約9割のセンターにおいて歯科口腔保健に関する研修を実施しており、歯科口腔保健に関連する情報提供や広報・啓発に対するセンターの役割が大きいことが示された。研修テーマについては、「労働安全衛生法第66条第32項に基づく歯科医師による健康診断」「産業保健分野における歯科保健」「職場での保健指導に歯科の視点を生かす」等といった産業保健分野に特化したテーマがあげられていた。一

方、「健康づくりに役立つ歯・口の基礎知識」「歯周病と生活習慣病の関係」「人生 100 年時代の口腔ケア」といった一般的なテーマもあげられていた。

相談事業は、約 4 割のセンターにおいて労働安全衛生法に基づく歯科健診に関する相談を受けていた。一方、それ以外の歯科健診についての相談は、わずかに 1 割程度であり、事業場における歯科健診の提供機会の小ささ、あるいはセンターを利用する事業主における歯科健診への関心の小ささが影響していると考えられた。

歯科保健事業の関連業務の実施体制については、センターにおいては「産業保健相談員」として歯科専門職が雇用されており、事業場における歯科口腔に関連する健康問題への対応が期待されていることが示された。一方、歯科保健に関する業務の企画者としては、「事務職」が最も多く、「歯科医師」および「歯科衛生士」が企画者であるとしたセンターの割合は、それぞれ 11.9%と 2.4%と小さかった。また、歯科保健に関する業務内容を議論・検討する機会があるとしたセンターはわずかに 14.3%であった。センターにおいては、歯科口腔保健関連事業の企画や実施を支える実施体制が十分に構築されていない現状が伺えた。

骨太方針 2024 に示されている国民皆歯科健診の具体的な推進には、働く世代に対する歯科口腔保健事業の積極的推進が必要不可欠である。産業保健関係者への支援、および事業主への健康管理の啓発が期待されている産業保健総合支援センターにおける歯科口腔保健分野での業務内容の拡大と、それを支える実施体制のさらなる強化が望まれる。

E. 結論

全国の産業保健総合支援センターに対する調査を実施した。歯科口腔保健に関する研修、および相談を実施しているセンターの割合は、それぞれ 88.1%、および 54.8%であった。労働安全衛生法に基づかない歯科健診に関する相談が「あり」としたセンターの割合は小さく、事業場での歯科健診の実施割合、あるいは事業主における一般歯科健診への関心が小さいことが影響していると考えられた。

産業保健総合支援センターにおける歯科口腔保

健関連業務の実施体制については、「産業保健相談員」としての配置は一定程度みられたものの、歯科口腔保健事業の企画者としての歯科専門職の配置、および議論・協議する場を設定しているセンターの割合が小さかったため、歯科口腔保健に関連するこれら実施体制のさらなる強化が望まれる。

【参考文献】

- 1) 内閣府. 経済財政運営と改革の基本方針2024. 令和 6 年 6 月.
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/decision0621.html>
- 2) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・歯科口腔保健の推進に関する専門委員会. 歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料. 令和 5 年10月
<https://www.mhlw.go.jp/content/001154214.pdf>
- 3) 令和 5 年度厚生労働科学研究 職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究. 職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標. 2024年 3 月.
<https://sangyo-shika.jp/files/pdf/2024KouJireisyu.pdf>
- 4) 神谷時雄. 岡崎地域産業保健センターの活動状況. 産業医学ジャーナル. Vol28 : 79-83. 平成17 年 7 月.

F. 研究発表

1. 論文発表
特になし。

2. 学会発表
特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし。

【研究結果】

表 1. 貴センターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象とした歯科口腔保健に関する研修を行っていますか。

	人数	%
はい	37	88.1
いいえ	5	11.9
合計	42	100.0

表 2. 歯科口腔保健に関する研修の頻度はどの程度ですか。

	人数	%
不定期	7	20.0
年 1 回	15	42.9
年 2 回以上	13	37.1
合計	35	100.0
無回答	2	

表 3. 貴センターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象とした歯科口腔保健に関する相談を行っていますか。

	人数	%
はい	23	54.8
いいえ	19	45.2
合計	42	100.0

表 4. 歯科口腔保健に関する相談日の開催頻度はどの程度ですか。

	人数	%
予約制	8	36.4
定期的な開催	1	4.5
その他	13	59.1
合計	22	100.0
無回答	1	

表 5. 2023 年度「労働安全衛生法に基づく歯科検診」に関する相談はありましたか。

	人数	%
はい	15	36.6
いいえ	26	63.4
合計	41	100.0
無回答	1	

表 6. 相談の内容はどのようなことでしたか。(複数回答可)

	人数	%
歯科健診の実施義務がある業務に関すること	9	60.0
歯科健診の依頼に関すること	3	20.0
歯科健診の費用に関すること	1	6.7
歯科健診の結果に基づく対応に関すること	3	20.0
その他	3	20.0
合計	15	100.0

表 7. 2023 年度において「労働安全衛生法に基づく歯科健診」以外の歯科健診等の歯科保健事業に関する相談はありましたか。

	人数	%
はい	4	9.5
いいえ	38	90.5
合計	42	100.0

表 8. 相談の内容はどのようなことでしたか。(複数回答可)

	人数	%
歯科保健事業の内容に関すること	2	50.0
歯科保健事業の委託先に関すること	1	25.0
その他	2	50.0
合計	4	100.0

表 9. 貴センターで実施している歯科保健に関する業務について、研修・相談以外の業務は実施されていますか。(複数回答可)

	人数	%
情報提供・広報・啓発	10	23.8
地域窓口への支援	5	11.9
その他	6	14.3
無回答	24	57.1
合計	42	100.0

表 10. 貴センターでは、歯科専門職を雇用あるいは委嘱されていますか。

	人数	%
はい	26	61.9
いいえ	16	38.1
合計	42	100.0

表 11. 職名と勤務形態は、どうなっていますか。(複数回答可)

	人数	%
産業保健相談員	22	84.6
運営協議会委員	12	46.2
その他	2	7.7
合計	26	100.0

表 12. 貴センターにおいて、歯科保健に関する業務（実施相談、研修、情報提供、広報・啓発、調査研究、地域窓口の運営等）を中心的に企画しているのはどの職種の人材ですか。(複数回答)

	人数	%
保健師	5	11.9
医師	1	2.4
歯科医師	5	11.9
歯科衛生士	1	2.4
事務職	18	42.9
その他	6	14.3
とくに人材はいない	13	31.0
合計	42	100.0

表 13. 貴センターでは、歯科保健に関する業務内容を議論・検討することがありますか。その場合、どのような会議体等で検討されていますか。

	人数	%
ある	6	14.3
ない	36	85.7
合計	42	100.0

表 14. 会議体の構成委員にはどのような方が含まれますか。(複数回答可)

	人数	%
医師会関係者	4	66.7
産業保健関係者	3	50.0
事業主	1	16.7
労働者代表	3	50.0
保険者	1	16.7
大学等有識者	2	33.3
歯科医師会関係者	6	100.0
歯科衛生士会関係者	2	33.3
その他	3	50.0
合計	6	100.0

【添付資料：アンケート調査票】

産業保健総合支援センターにおける歯科口腔保健事業に関する調査

【選択肢（○：単一回答、あるいは□：複数回答）に✓を入れてください】

本アンケート調査の回答についての問い合わせを行うことがありますので、下欄には、所長に限らず、副所長等の回答に責任を有する方のお名前を記載ください。

都道府県名	
記入者名（職名）	
電話番号・email	

貴センターが実施する「歯科口腔保健に関連した業務」内容について、お聞きます。

問1 貴センターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象とした歯科口腔保健に関する研修を行っていますか。

- ☐ はい → 補問へ
☐ いいえ

補問1-1 歯科口腔保健に関する研修の頻度はどの程度ですか。

- ☐ 不定期
☐ 年1回
☐ 年2回以上

補問1-2 昨年度（令和5年度）に実施した歯科口腔保健に関する研修について、テーマ、講師の職種、対象者、および参加人数を教えてください。

	実施年月	テーマ	講師の職種※1	対象者	参加人数
1					
2					
3					

※1 歯科医師、医師、センター相談員等を記載してください。

問2 貴センターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象とした歯科口腔保健に関する相談を行っていますか。

- ☐ はい → 補問へと
☐ いいえ

補問2-1 歯科口腔保健に関する相談日の開催頻度はどの程度ですか。

- ☐ 予約制
☐ 定期的な開催 → () 回/年
☐ その他 ()

問3 2023年度において「労働安全衛生法に基づく歯科検診」(注1)に関する相談はありましたか。

- ☐ はい : () 件 (2023年度) → 補問
- ☐ いいえ

(注1) 労働安全衛生法に基づく歯科健診

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、特定の有害物を取り扱う労働者や有害な作業環境下(※)で働く労働者に対し、「歯科医師による健康診断(歯科特殊健康診断)」を行うこととされています。

※塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

補問3-1 相談の内容はどのようなことでしたか。(複数回答可)

- ☐ 歯科健診の実施義務がある業務に関すること
- ☐ 歯科健診の依頼に関すること
- ☐ 歯科健診の費用に関すること
- ☐ 歯科健診の結果説明に関すること
- ☐ 歯科健診の結果に基づく対応に関すること
- ☐ その他 ()

問4 2023年度において「労働安全衛生法に基づく歯科健診」以外の歯科健診等の歯科保健事業に関する相談はありましたか。

- ☐ はい : () 件 (2023年度) → 補問
- ☐ いいえ

補問4-1 相談の内容はどのようなことでしたか。(複数回答可)

- ☐ 歯科保健事業の内容に関すること
- ☐ 歯科保健事業の委託先に関すること
- ☐ 歯科保健事業の費用に関すること
- ☐ その他 ()

問5 貴センターで実施している歯科保健に関する業務について、(問1～問4)でお聞きした研修・相談以外の業務は実施されていますか。(複数回答可)

- ☐ 情報提供・広報・啓発(具体的な業務内容:)
- ☐ 調査研究 (具体的な業務内容:)
- ☐ 地域窓口への支援 (具体的な業務内容:)
- ☐ その他 (具体的な業務内容:)

問6 産業保健総合支援センターが行う歯科保健に関する業務(実施相談、研修、情報提供、広報・啓発、調査研究、地域窓口の運営等)について気になっていること、お困りになっていること、ご意見などがありましたら、自由に記載してください。

貴センターの「歯科口腔保健に関連した業務」実施体制について、お聞きます。

問7 貴センターでは、歯科専門職（勤務形態は不問）を雇用あるいは委嘱されていますか。

- ☐ はい → 補問
- ☐ いいえ

補問7-1 職名と勤務形態は、どうなっていますか。（複数回答可）

- ☐ 産業保健相談員 → ☐ 常勤 / ☐ 非常勤
- ☐ 運営協議会委員 → ☐ 常勤 / ☐ 非常勤
- ☐ その他（ ） → ☐ 常勤 / ☐ 非常勤

問8 貴センターにおいて、歯科保健に関する業務（実施相談、研修、情報提供、広報・啓発、調査研究、地域窓口の運営等）を中心的に企画しているのはどの職種の人材ですか。

（複数回答可）

- ☐ 保健師
- ☐ 医師
- ☐ 歯科医師
- ☐ 歯科衛生士
- ☐ 事務職（副所長、医師会/歯科医師会事務局など）
- ☐ その他（ ）
- ☐ とくに人材はいない（歯科保健に関する業務が少ない等の理由のため）

問9 貴センターでは、歯科保健に関する業務内容を議論・検討することがありますか。その場合、どのような会議体等で検討されていますか。

- ☐ 議論・検討することがある。（会議体名： ） → 補問
- ☐ 議論・検討することはない

補問9-1 会議体の構成委員にはどのような方が含まれますか。（複数回答可）

- ☐ 医師会関係者
- ☐ 産業保健関係者（産業医、産業看護職、衛生管理者等）
- ☐ 事業主
- ☐ 労働者代表
- ☐ 保険者
- ☐ 大学等有識者
- ☐ 歯科医師会関係者
- ☐ 歯科衛生士会関係者
- ☐ その他（ ）